二　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1・に掲げる装置に係る継続検査用ＯＢＤ（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。

（機能）

第七十三条　検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。

一　細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4・に規定する方法により、同別添1・に掲げる全ての装置について、同別添4・に規定する基準適合性の判定を行うことができる情報を読み出す機能を備えていること。

（削る）

二　（略）

三　検査しようとする自動車を特定するために必要な情報及び第一号の機能により読み出した取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用ＯＢＤとの通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。

（装置型式指定規則第二条第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示の一部改正）

第七条　装置型式指定規則第二条第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示（平成二十七年国土交通省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
装置型式指定規則第二条第五号の十七、第五号の十八、第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示	装置型式指定規則第二条第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示
第一条　装置型式指定規則第二条第五号の十七及び第五号の十八の告示で定める電気装置は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百号（同規則第四改訂版補足改訂版の規則2・12・又は2・55・に限る。）に定めるものとする。	**第一条**　装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第二十一号（同規則改訂版補足第三改訂版1・1・から1・5・までに限る。）に定めるものとする。
第二条　装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものは、協定に附属する規則第百十一号（同規則改訂版補足第三改訂版の規則1・1・から1・5・までに限る。）に定めるものとする。	**第二条**　装置型式指定規則第二条第十八号の二の告示で定めるものは、協定に附属する規則第百六十八号（同規則の規則1・に限る。）に定めるものとする。
第三条　装置型式指定規則第二条第十八号の二の告示で定める要件は、協定に附属する規則第百六十八号（同規則の規則1・に限る。）に定めるものとする。	（新設）